

石綿（アスベスト）工場 の元労働者やその遺族の方々のうち 一定の要件を満たす方に 賠償金をお支払いします

平成26年10月の大阪泉南アスベスト訴訟最高裁判決により、国の損害賠償責任が認められました。

この賠償金の請求方法についてのご案内です。

Q1. どうすれば賠償金がもらえますか？

国を提訴し、訴訟の中で以下の要件を満たすことが確認され、和解が成立した場合には、賠償金をお支払いします。

- (1) 昭和33年5月26日から昭和46年4月28日までの間に、局所排気装置を設置すべき石綿工場（※）内において、石綿粉じんにはく露する作業に従事したこと。

※ 石綿紡織工場、石綿含有建材・製品の製造工場など（石綿工場以外の従業員であった場合でも要件を満たす場合があります。詳しくは弁護士などにご相談ください。）

- (2) その結果、石綿による一定の健康被害（※）を被ったこと。

※ 石綿肺、肺がん、中皮腫、びまん性胸膜肥厚など

- (3) 提訴の時期が損害賠償請求権の期間内（※）であること。

※ 期間内であるかについては、弁護士などにご相談ください。

※ 石綿による健康被害により労災保険を受給している（過去に受給した）方や石綿によるじん肺管理区分決定（管理2以上）を受けた方のすべてが和解の対象になるとは限りません。

賠償金の支払いを受けるためには、訴訟の中で上記Q1の要件を満たすことが確認され、和解が成立する必要があります。

詳しくは、裏面の法テラスや弁護士会（裏面参照）などにご相談ください。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

Q2. 石綿工場は既になくなっているのですが、賠償金はもらえますか？

勤務していた石綿工場が既になくなっていても、Q1（表面）の要件を満たすことが確認できれば、賠償金をお支払いします。

Q3. 石綿による病気のため労災保険や石綿健康被害救済法による給付を受けていますが、賠償金はもらえますか？

労災保険や石綿健康被害救済法による給付とは別に、賠償金をお支払いします。

Q4. 賠償金はいつ頃にいくらもらえますか？

国を提訴していただき、Q1（表面）の和解要件を満たすことが確認され、和解が成立すれば賠償金をお支払いします。

石綿工場の元労働者ご本人が既に亡くなっている場合には、遺族（相続人）の方にお支払いします。

和解により国がお支払いする賠償金の額は、疾患の種類や病状によって異なります。

Q5. もっと詳しい内容を知りたいのですが？

詳細については法テラスや弁護士会などにご相談ください。

（最寄りの法テラスや弁護士会は下記のホームページからご覧いただけます。）

お問合せ先

法テラス（日本司法支援センター）

ホームページ <http://www.houterasu.or.jp/>

電 話 0570-078374

（平日9:00～21:00 土曜日9:00～17:00）

日本弁護士連合会

ホームページ <http://www.nichibenren.or.jp/>



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署